

随意契約結果（物品等）

第1四半期分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	行政手続法追録ほか19点 概算買入	51図書	（株）ぎょうせい	¥2,678,830	4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G8	-
2	下水道総合情報システム用コンピュータ機器（令和元年度）一式 長期買入（再々リース）	165その他賃 貸（賃貸）	（株）JECC	¥58,322,000	4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G7	-
3	建設局情報ネットワーク機器等一式 長期借入（再々リース）	165その他賃 貸（賃貸）	FLCS（株）	¥3,125,100	4月1日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第 2号	G7	-

1

随意契約理由書

1 案件名称 行政手続法追録ほか 19 点 概算買入

2 契約相手方 株式会社ぎょうせい

3 随意契約理由

今回購入する図書は、すでに購入している図書の追録分であり、事務参考用に使用するものであるが、出版元である上記業者が、唯一の販売業者であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、上記契約相手方との随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署 建設局総務部総務課

2

随意契約理由書

1 委託名称

下水道総合情報システム用コンピュータ機器（令和元年度）一式長期借入（再リリース）

2 契約の相手方

株式会社 J E C C

3 随意契約理由

本契約は、庁内情報ネットワーク（公関係（大阪版 SC 含む）・公営企業系・庁内系）及び下水道総合情報ネットワークの利用環境で使用する下水道総合情報システムを稼働させるため、ハードウェア（サーバ群、プロッタ、プリンタ、端末（省スペース型デスクトップ）及びそれらの付属品等）及びソフトウェア（基本、ミドル、ウィルス対策、SSL 証明書、各製品マニュアルを含む）の借入並びにそれらの設定・設置及び保守作業に関するものである。

本来であれば当該機器を更新し長期借入契約を行うものであるが、下水道総合情報システムが令和 8 年 3 月 1 日から新システムに移行し、オンプレミスのサーバ機器が不要になる予定であること、又、複数事業者への聞き取り調査の結果、更新するよりも経済的に安価であることが判明したことから、当該機器の借入期間を延長する再リースを行うものである。

以上のことから、上記業者の製品を引き続き賃貸借する必要がある、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質または目的が競争入札に適さない場合）に該当するため、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当

3

随意契約理由書

1 案件名称

建設局情報ネットワーク機器等一式 長期借入（再々リース）

2 契約の相手方

F L C S 株式会社

3 随意契約理由

当該機器は、庁内情報及び下水道総合情報ネットワークのうち、建設局が整備・運用・管理する各事業所庁舎内のネットワーク機器及びネットワーク監視装置の導入・借入・保守に係るものであり、令和7年2月28日付けで借入期間が満了する。

新機器調達にあたっては、南部方面管理事務所における火災等の影響で仕様書の確定に時間を要すこととなり、入札・契約手続き等を行うにあたり令和7年3月1日から8月31日までの間再々リースをすることについて、令和6年12月開催の当審査会において承認をいただいたところである。

今般、新機器の調達について契約管財局と調整していたところ、庁内情報ネットワーク機器の保守期間を60か月、下水道総合情報ネットワーク機器の保守期間を6か月としている点について、保守期間が異なる場合は長期継続契約における支払いの都合上、同一案件で発注できないことが判明し、契約を別にするなど仕様の変更が必要となった。

変更した仕様で予定価格の積算を行うため改めて業者に下見積を依頼したところ、令和7年9月導入のスケジュールを考慮すると見積作成をする時間的余裕がないとの回答であったことから、適切に予定価格を積算のうえ発注するためにも再々リース期間について9月30日まで延長するものである。

現行機器の継続使用と新機器調達に係る費用について複数業者に聞き取りをしたところ、リース期間が非常に短いことから月当たりのリース単価が現行機器より高額となることに伴って借入単価が上がることから、総じて本件リースの方が安価であるという意見であり経済的であることが確認できた。

なお、現行機器は日常の状態監視において、現在も安定的に稼働していることを確認しており、保守対応を行う契約相手方からも、継続利用は問題ないとの回答を得ている。

以上のことから、本案件は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（リース期間満了後に、その期間を延長することについての業務の必要性があるため、相当と認められる期間に限って行う賃貸借契約の再契約）により、現在契約中の上記契約相手方と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当